

令和 7 年度 第 1 回横須賀市行政手続審議会議事録

- ・ 日 時 令和 7 年10月15日（水） 10:00～11:00
- ・ 場 所 ヴェルクよこすか 2階 第1講習室
- ・ 出席委員 小倉委員 出口委員 糠塚委員 平野委員 濱野委員
- ・ 事務局 総務部総務課 中村課長、福島課長補佐、浦島主査、笹生主任
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 委員長の選出

今期初の審議会であったため、横須賀市行政手続審議会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき委員長の互選を行い、出口委員が選出された。

3 委員長職務代理者の指名

同規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、出口委員長は小倉委員を委員長職務代理者として指名した。

4 議題

（１）横須賀市行政手続条例の改正について（諮問）

令和 5 年 6 月16日にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続法の規定（聴聞の通知の方式等）が改正されたこと（令和 8 年 6 月15日までに施行）を踏まえ、横須賀市行政手続条例の規定を見直す必要性が生じた。

については、これらの改正について横須賀市行政手続条例第38条第 1 項第 2 号の規定に基づき本審議会の意見を聴くものである。

（委 員 長） この事案について委員の皆様におかれては、意見、確認事項、質問等があれ

ば発言いただきたい。

(委 員) 今回の趣旨とずれているかもしれないが、具体的に②の事務所内に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法とはどのようなものかを考えているか。ずっと表示されたディスプレイなのか、使いたい人がその場でONにして見るものなのか。

(事 務 局) この制度は地方税法の公示送達がメインで行われるものなので、そちらと一緒にしようと思っている。市役所本庁舎1階にある市政情報コーナーに行政資料閲覧用パソコンが1台設置しており、そのパソコンを利用して画面をクリックすると公示送達の画面が出てくる形式を想定している。市のホームページにも掲示するので、その画面へワンクリックで飛ぶような形式を想定している。

(委 員) 公示送達が1回という話だったが名乗り出た人は1名だけということか。

(事 務 局) そうではなくて、公示送達の聴聞の通知を公示送達で行ったことがあるのが1回だけという意味である。企業が対象だったが、処分を行う際に事前に通知を送ったが届かずに返送されてきたため、掲示板に貼り出して公示送達を行った。

(委 員) 掲示板で貼り出されているのを目にするが、どの位反応があるものなのか。

(事 務 局) 全く反応はない。毎月のように市民税や固定資産税関係では貼り出しているが特に反応はない。

(委 員) 実務の取り扱いとして、所在不明を確定する手続きは住民票の記載でよしとするのか、現地まで調査に赴くのか。本来は聴聞を受ける機会を与えなくてはならないので、所在不明の判定のレベルはどの程度のものなのか。

(事 務 局) 税の方は管轄外なのでお答えできないが、先ほど触れた1件については実際通知を送付し返送されてきたわけだが、処分庁側で登記簿上の住所へ赴き会社が存在しないことを確認してもらった。また、代表者の戸籍や住民票記載の最終住所へも赴き存在しないことを確認した上で公示送達を行った。

(委 員) 所在不明等の判断について規則等で定められてはいないのか。

(委 員) そういったものはない。税については税法に対する通達でどこまで追いかけるかノウハウが書いてあるが、法規の類ではない。

(委 員) 承知した。

(委 員) これは課題でもある。横須賀市の場合には違反行為を行っている相手が近隣

の自治体に在住している場合が多い。近隣の自治体や登記所の協力が得られないと横須賀市の調査権は途切れてしまう。協力してもらえない場合には公示送達するしかなくなってしまう。一般的にはもう少し調べなくてはいいと言われる可能性がある。その点を今後どうしていくか、これは横須賀市に限らず全国的に自治体が不利益処分を行う時の一つの課題だろうと考える。

(委員) 裁判所の例をみると、住民票と建物はあるが誰もいないケースで、訴状が届かないと訴訟が始まらないことから、付郵便送達（裁判所からの郵便物が発送された時点で相手方に送達完了したとみなされる方法）の方法を裁判所にとってもらうために報告書を提出している。行政法では緩やかに感じる。裁判所の訴状は権利利益に直結してしまうが、そうではないということか。

(委員長) 一つには不利益処分をある程度前提として事前手続きを行うので、言い方が悪いかもしれないが念のために行われる手続きである。その前提で、相手方の住所をそこまで追いかけていかなければならないのか、というコストパフォーマンスの問題がある。もう一つには回復可能かということだと思う。つまり、いったん取り消してしまっても回復不能だということになると人権の問題もあるので、回復不能な取り消しということになればもう少し追いかけていかなければいけないだろうと思う。許認可の場合には、間違っていたということであれば回復することがある程度可能なので、そこまで事前手続きに無理をしなくても大丈夫なのかなと思う。市役所が行う許認可の中には1回取り消されると致命傷になるものもあるので、事案ごとに判断して、もう少し追いかけていいものもあるのではないか。

(事務局) 事例によってだいぶ異なると思う。横須賀市の聴聞も、聴聞開催の通知は条文から公示送達ができるが、処分を取り消した時の通知は対象ではないので裁判所の公示送達を行うことになる。その場合には報告書を作成し、相手方が不在であることを示した上で裁判所で公示送達を行ってもらう。結果的に今回の手続きはそこまでいかなければならないケースだった。税や国保、介護もそうだが対象者が多すぎて毎回返送されてきてしまうケースについては全部調べるのは難しいため、ある程度の決まりを作って対処している。

(委員) 横須賀市行政手続条例14条の書面による通知の場合は4つの事項について通知するとあるが、公示の方法だと3号と4号が当たるのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 予定される不利益処分の内容と根拠となる条例の条項と不利益処分の原因となる事実は公示にはしないということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 前規定の解説をみると、聴聞の通知は通知において明らかにした違反事実以外の事実は掲示することのないように聴聞の機会を設けるとされているが、そうすると自分の違反した事実がわからないような公示がされてしまうのではないかという印象を持ってしまう。

(事務局) あくまで公示送達自体は必要最小限だけを挙げる。条文にもあるが、更に各号に定められている事項については来てもらえれば書面は見せる。全部の内容がわかるわけではなく、公示送達をみて事務所へ来てもらえれば詳細の部分については見せて説明するという記載になっている。そういった意味では来てもらえれば全てがわかるという形になっている。今は掲示しているが、そこに全部書いてしまうと、個人情報赤裸々になってしまうのでそこまでは挙げない。

(委員) 必要最小限度の、自分に身に覚えのある人にはわかるようなサインを送るということか。

(事務局) そのとおりである。今度はインターネット上に載せることになるので、国からも必要最小限にするように、また検索ができないような形式にするよう通知を受けている。例えば文章で検索できるPDFもあるが、個人情報保護の観点からそれができないようなPDFにするよう言われている。

(委員) 外国人に対してはどのように対応するのか。

(事務局) 日本国内に住所がある人であれば住民登録はされているのでそれで確認して送るが、海外に行ってしまった人に関しては基本的には郵便が届かないことになり、公示送達で届いたこととみなす形式をとっている。

(委員) そういう事例は横須賀市では今のところどの位か。

(事務局) 税に関してはかなり数はあると思う。外国人の多い街ではあるので、一旦は市内にいた人でも海外に出てしまう人はそれなりの数いるので、そういう人達に対して公示送達している件はそれほど珍しくはない。

(委員) その辺りが今後心配だ。日本人に対しては厳しくしているが、外国人に対

してはよくわからない、ずるずるだということが一番懸念されることと考える。

(事務局) 確かにそこは苦しいところではある。地方自治体はそれほど大きな権限もなく国ほどの調べる能力もない中で、税の賦課をするような時に海外に行かれてしまった人に対する手段というのはだいぶ少ないと思う。そこは今後の課題と考える。

(委員長) その点では外国籍かというよりは、例えば日本人でも海外に渡航してしまって所在不明になると日本人だけれど伝わらない。逆に外国人でも横須賀市内にずっと居住していると所在がわかるので送達できる。つまり国籍がどこかというより今どこにいるのかの方が重要であると言えるのではないか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 施行期日は法律の施行期日と一致させなければいけないということではないということか。

(事務局) そのとおりである。似たような制度ではあるが必ずしも一緒ではない。国がやっているものと横須賀市がやっているものというところで違う制度ではあるので、必ず連動させなければならないわけではないと考えている。

(委員) 例えば行政手続法の施行があってタイムラグがある。その間に条例と法令のずれるような事象というのはこの案件に関してはないのか。一致しなければならないケースもあるのか。

(委員長) 少なくとも不利益処分をしようとしてしていることから、根拠法令がどちらにあるか、国の法令を根拠にするのか横須賀市の条例を根拠にして不利益処分をするのが明確でないとできない。仕分けをした上で処分法を想定して国の法令に基づいて聴聞をするならば国の方、自治体の条例に基づいて聴聞するならばこちらの方なる。

(委員) そうすると今回は根拠法が横須賀市の条例だから、ずれによる問題はないということか。

(事務局) 基本はない。同じ対象の人に横須賀市の条例を根拠とする許可と法律を根拠とする許可が一緒であって、その人に対してやる可能性はゼロではないがあまり想定はできない。

(委員長) たまに接点があるとするならば都市公園法が挙げられる。都市公園法本体

に基づいている処分なのか、それを受けてできている横須賀市の都市公園条例に基づいている処分なのか分からない状態でセットでやるというのはある。そういうケースが出てきたらこの15日間の差は大丈夫なのかと一瞬頭をよぎってしまう。

(事務局) それも公示送達のやり方の話なので、公示送達をすること自体に変わりはない。それがアナログなのかデジタルなのかというところにはなる。

(委員長) そこまで実務上大きな問題にはならないだろうと思っている。

(委員長) 基本的には原案どおり承認するかたちでいいと思うが、最終的に答申の細かい文案については再度この会を開いてお諮りするのでもいいかと思うので、できれば委員長に一任でお願いしたい。趣旨だけは変わらない。答申の文案については私と事務局の方にお任せいただければと思うがよろしいか。

(各委員) (承認)

(委員長) 本日の審議は以上とする。

5 その他

(1) 第2回横須賀市行政手続審議会の開催予定について

令和7年度第2回横須賀市行政手続審議会は、後日日程調整の上、令和8年1月をめぐりに開催することとなった。

3 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時00分に会議の閉会を宣した。